

多度津町農業委員会議事録

平成30年8月17日午前8時55分より午前9時52分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第4号 | 非農地証明願について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第7号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	香川篤
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村村稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井井求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	土井 真誠
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

事務局長

皆さんおはようございます。

定例会に先立ちまして、産業課長の谷口より、夏祭りのお礼につきまして一言ご挨拶申し上げます。

産業課長

皆さんおはようございます。

先日の第49回のたどつ夏まつり、昨年に引き続きまして皆様方のご協力をいただきまして夏野菜すくいを実施することができました。昨年以上に、去年実施したということもあって、かなり人気があって、実際4時半スタートで踊りが始まる前には終わってしまったというぐらい人がものすごく集まってきました。

状況につきましては、皆様お手元のほうに写真を準備させていただいております。皆さんからご提供いただいた品物、また次のページには当日の様子を写させてもらってます。当日の様子を見ますと、こちら産業課と農業委員会としては、子供が中心になって野菜をすくいに来るのかなあというふうに思ってたんですが、やはり野菜ということで親御さん、また大人の方もかなりすくいに来られたということで、冒頭にも言ったようにかなりのスピードで物がなくなってしまいました。来年以降は、また農業委員会の土井事務局長のほうでいろいろ考えると思いますので、そのときにはまた皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

ことは皆さんから提供いただいて無事に終わることができました。事故もなく終わることができました。まことにありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、課長のほうは公務がありますので、ここで退席をさせていただきます。

それから、事務局のほうからも一言お礼を申し上げます。当日本当に大好評でございました。皆さんには、無理をくれぐれもなさらないでくださいということをおっしゃっていましたが、事務局が想像する以上に野菜、果物、昆虫などをご提供いただきまして、本当にどんどんどん野菜などが事務局のほうに集まってきたような状態でございまして、本当に涙が出るぐらいうれしかったです。ありがとうございました。

それから、本日大変申しわけございません。皆様のお手元のほうに議案第7号としてお配りしておりますけども、事務局の不手際があったことをまずおわび申し上げます。議案第7号 農業経営改善計画認定申請書を本日追加議案として上程いたしますので、後ほど議案審議のほどよろしく願いをできたらと思います。

また、本日は定例会終了後には、遊休農地調査に係る図面のほうも今お配りしておりますので、そちらのほうの説明も定例会終了後に行いた

いと思いますので、あわせてよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。

会長

おはようございます。

秋分ということで、残暑という季節に入ってまいりましたが、何さま真夏並みの暑さということで皆さん大変かと思いますが、ここに来て台風等もございまして、最近台風も多いような予報も出てます。少しはしのぎよくなったかなあとは思うんですけど、作業特にご注意願いながらの昨今ではないかと思います。そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

そういうことで、本日はわかりやすい案件かと思いますが、慎重審議よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。どうぞよろしくお祈いします。ありがとうございます。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は14名全ての委員さんのご出席を賜っております。そのため、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長にお願いいたします。

議長

まず、署名委員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうより指名させていただきます。9番の大谷委員さん、10番の三野委員さん、よろしくお祈いいたします。

それから、議題に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを、農業委員でありますス波さんよりお祈いいたしたいと思います。

5番委員

昨日、秋山会長を初め土田職務代理、大島職務代理、土井さん、吉田さんとともに現地調査をしてまいりました。

議案第1号から第4号までの現地を調査してまいりましたところ、特段問題のあるものはありませんでしたのでご報告いたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局お祈いいたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番の理由につきましては、営農型太陽光発電設備用地になります。また、こちらの申請地については、この後の議案第2号、1番にて転用予定となります。

以上1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 説明がございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思えます。

はい、どうぞ。

8番委員 権利区分で地上権ってなっているんですが、これは以前の昔の永小作のような形の権利を譲ったということ。地上権だけを譲ったということになるんですか。

議長 永小作ではないと思うけど。

8番委員 ないけども、そのような形の。

議長 地上権とは何か。

事務局 これは、一時転用案件でして、営農型です。次の議案2号でも説明いたしますが、営農型の太陽光設備となれば、下は農地、上は太陽光、なので上を息子さんが使います。土地は、お父さんの農地です。上を使いますという形で3条申請で、権利としてはこういう設定をします。これは、一時転用案件なので、3年ごとに3条申請も5条申請も行っていくという形となっております。

8番委員 わかりました。

議長 新しいな。私も初めてや、これ。この一時転用とか、地上権…。

職務代理人(2番) この権利は、地面ではないんで。

8番委員 ちょっと気になったんは、永小作というのを解消しようとするめているのに地上権だけというふうになると形が同じなのかなあと思ったもので。

職務代理人(3番) 電線と一緒に、空中権と一緒に分かれる。

8番委員 ありがとうございます。

議長 営農型太陽光とか、営農型というんも初めてやな。最近な。

6番委員 多度津では初めてでしょう。

議長 そうやな。

6番委員 これ、うちの管轄になるんですけど、この方●●さんと●●さん親子関係なるんです。息子さんのほうが●●に行ってたんですけど、もう定

年で2、3年になるんですが、かなり農業に関心を持ってですね、親が一旦、米をつくりよったんをやめとったんやけど、また2、3年前から米をつくり始めたりして、真面目に取り組むような感じなんで、初めてやと思うんですけど、本当に熱心にやっとなで、ほかのともいろいろ調べに行って、そこそこ採算がとれるようなことを言いよんですけど、それで頑張っていくということなんで、見守っていききたいなあと思っております。

議長

結構なことやと思う。

6 番委員

2メートル50センチやったかな。トラクターが入る、高さだけ上げて。次の案件でまた下だけ、支柱の面積だけ農地転用するというんか、一時転用するような、次の案件に入っとなですけど、0.41平米やったかな。非常にちょっとややこしい申請にはなっとなですけど。

職務代理者(3 番)

試験的にやるんじゃな。

議長

これで行ったら、割と規制は緩和されて、どこでもと言うたらいかんけど、ほとんどできる。太陽光やろうと思ったら。こういう形できて。

6 番委員

ただ、下にこれ作物つくらないかんのですよ。それが、激減することになってもいかんし、かなり難しいハードルが今からあると思うんですけどね。実際、本当に全然つくれなんだら、これ取り消しになるはずですよ。作物、ミョウガをつくるということらしいんですけど。

議長

一応、地上権絡みで亀山さんの質問ございましたんで、そこら辺は理解いただけたら。詳しいことは、また2号議案のほうで質問いただいたらと思います。

ということで1号議案、ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、議案第1号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第1号を承認いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由として、営農型太陽光発電設備となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年10月1日、工事完了が平成30年12月30日の予定となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費等で合計1,400万円となっており、資金証明書を添付しています。

備考といたしまして、支柱部分のみの一時転用申請のため、3年ごとの申請になります。また、農作物はミョウガです。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当はいたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として貸し店舗となっておりまして、まず農地の区分と目的については適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年10月1日、工事完了が平成31年4月1日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計3,500万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米を超えますので、開発許可に該当します。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として太陽光発電設備用地となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年10月1日、工事完了が平成31年4月30日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計1,540万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、3件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

推3番委員

ちょっと質問、さっきからの話の、営農型の発電ですけども、この一時転用、3年ごとにするといいよったわな。今回、この期間というのは、この工事期間という意味で書いとんやろうと思うんやけども、いきなり

いわゆる10月1日から3年というふうに、分けんと。これやったら12月30日から、また3年の一時転用許可出すわけでしょう。

事務局 営農計画を提出しているのを見ますと、設備工事自体が1年目、2年目、3年目がミョウガをつくる計画になっておりまして、3年ごとの申請です。

推3番委員 実質、その植わった、営農計画出た時点から3年ということで、この時点で、10月1日から3年というんはできんということやな。

事務局 そういう形になりますね。

推2番委員 営農計画いつ出すん。

事務局 許可が出るのが、9月末ぐらいなので、10月から工事が始まりまして12月までに終わると。その時点で、もう工事ができたら植えつけていくとは思いますが、一応計画上では2年目、3年目に植えつけて、収穫という形になっとりますね。今のところ。

推2番委員 今言われよることは理解できるんやけど、思うんは、工事済んですぐ植えようが、翌年植えようが、とにかく最初からもう3年。どっちみち植えるんやったら、来年植えるようになっとるけど、最初から3年というんはできん。そういう申請のやり方というんはできん。

議長 一般的に、一時転用というたら、もうそれからカウントされるということや。これ営農は初めてやけん、わしもわからんけど、今の説明聞きよったら、一般的な一時転用と一緒にやな。期間のカウントの仕方は。30年10月から入るということ。申請の時点から入るということ、そうやろう。

事務局 そうですね。

推3番委員 うん、だけん私が言いよんは、できるんなら。

推1番委員 許可日とは違うん。

僕は、許可日から3年と思うんやけどね。

事務局 許可日から3年ですね。

推1番委員 申請というのは、あくまで仮定の話やろう、今出てきてるのは。ほんまに期日というのは、許可日から3年と違うん。

事務局 許可日から3年ですね。

推3番委員 だけん、今度10月1日から3年にしとつても、別に構んような気がするんやけど。

議長 そういうことよ。現実には、そうなると見とる。わし一時転用は。許可や何やと言うけど。申請時と許可時というのは一月や。

職務代理者(2番) ここに12月30日という日にちが入るとるから。

議長 これは、大西君言いよったように、下の2番、3番と一緒に、工事期間というのを申請書に書いてる。

推3番委員 これは、そういう意味やろうと思うけどな。

僕が言いよるのは、単純に最初からこれにしたら、この後でまた出さないかんわけやん。最初から3年なら3年というんが出せんのかなあという。

議長 いやいや、そういうことやろう。3年っていっとなやろう。

事務局 そうです。3年です。

議長 申請書には3年って。

事務局 3年ごとに申請です。

推3番委員 ええんやね。

議長 ほかに何かございましたらお願いいたします。ええ勉強ができて。質問してくれなええ勉強できん。

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

特段ないようでございましたら、議案第2号を承認ということによりしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 ということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題いたします。

事務局 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

こちらからは以上です。

議長 議案第3号、計画変更ということですが、皆さんのほうから何かございましたらお願いいたします。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないということで、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 非農地証明願についてを議題いたします。

事務局 議案第4号 非農地証明願について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番について説明いたします。

申請地の地目につきましては、登記簿は田、現況は宅地となっています。非農地となった年月日は平成19年7月1日となっています。非農地となった理由といたしましては、平成19年以降、現在まで農機具置き場及び農機具洗浄場として使用しています。事務局で確認いたしまし

たが、問題ありません。

以上です。

議長

非農地証明願、納舎等の申請ということですが、これは着工後、完成後ということで、きのうも現地調査見てまいりましたが、皆さんのほうから何かご意見等ございましたら。一般的なもう納屋みたいなもんです。農機具置き場ですね。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

なしということで、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局

議案第5号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、全て平成30年9月1日から平成40年8月31日までの10年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして、2件で5筆1,845平米となっております。

以上2件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

以上です。

議長

関連していますので、あわせて議案第6号を行ったほうがわかりやすいかなあとということで、一括して議案第6号もあわせてお願いしたらと思います。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局

次に、議案第6号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっています。先ほどの農用地利用集積計画で香川県農地機構が借り受けをした農地5筆1,845平米のうち、2筆713平米を●● ●●に、農地3筆1,132平米を●● ●●に貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、8月21日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

議案第5号、議案第6号をあわせて皆さんのほうからご意見、ご質問

等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

6 番委員 議案第 6 号の 5 番ですけど、登記面積と取り扱い面積というんが 5 番の方だけが違うとんだけど、これはどういう意味ですか。ほかの方は、みんな登記面積と取り扱い面積が一緒になっとんだけど、5 番の分だけ面積が、登記面積が 3 2 3 平米、取り扱い面積が 1 8 2 平米なんですけど、これ何か意味があるんかな。

議長 そうやなあ、気がつかんかったけど。

6 番委員 単純に違ってるんやろなあ。

議長 西岡さん、わかる。

事務局 ちょっと機構との確認できていなかったの、済いません。

議長 ほんなら、もう来月。

6 番委員 結構です。

議長 本当やなあ。気がつかんかった。

6 番委員 多分、単純に間違うとんじゃないん。同じ数字になるんでないんかな。

議長 そうやなあ。

推 7 番委員 番地で見たら、8 9 0 の 1 は農機具とかトラクターとか、入れるところ。

議長 信号のどこ。

推 7 番委員 池の下になる。

議長 池の下かな。

推 7 番委員 建物があるんですよ。

職務代理者(3 番) 建つとるけん減しとんかな。

議長 ああ、それらな減しとんかもわからんな。

推 7 番委員 多分取り扱い面積が登記の面積よりかは減つとんやろうと。

議長 ●●さん前からつくりよんかな。

推 7 番委員 つくっています。

議長 つくりよるんやな。

推 7 番委員 ことしから、ことしの稲植えとる。

議長 そうやの。事務局わからんかったら来月で。

事務局 一応、先月、私と機構の宮武と現場、恐らくそこやったと思うんですけども、今おっしゃったように 1 枚の田んぼなんですけど、入り口は農業倉庫が建ってまして、全体としては 3 0 0 平米ですかね。

職務代理者(3 番) 3 2 3 じゃ。

事務局 3 2 3 平米で、この農機具置き場の部分だけ引いて 1 8 2 平米という形の現場は見に行ったんで、恐らくそれでないかなと思うんです。現況は、畦畔コンクリート入れているんですけども、1 筆です。なおかつ農業倉庫はあるんで、これは特段問題ないのかなという形で、機構の宮武

が判断しまして、今回の議案に至ったと思うんです。

議長

いや、それやったら西岡さんな、塩入さん言うとおりにじゃ。この議案第5号のほうが182やったらわかるんや。のう塩入さん。

6番委員

こっちも直さないかんのかもわからんわな。

議長

こっちが182やったらわかるけど、5号と6号で……。

事務局

5号が登記面積を書いているので。

議長

5号は登記面積を書いとる。

事務局

はい。

議長

仕事するのは実質面積、取り扱い面積やろう。

事務局

今後、備考に書くようにします。

議長

備考の、どこ。

事務局

書いてないんですけど、今後備考に書きます。

6番委員

そのうち何平米とか、何か書いとったらようわかるんやけど。

職務代理者(3番)

括弧でもして、これわかるようにしとったらええわ。

事務局

備考欄に、わかりやすいように書きますので、対応させていただけたらと思います。

議長

これ申請書は誰が書きよん。

事務局

これは、もうデータで出てくるので、どうしても登記が出てしまうんです。

議長

農地機構も絡んでしよんやろう。

5号、6号は、農地機構がやっているのかな。

事務局

一緒にやっています。

議長

細川と宮武、絡んどんやろう。

事務局

絡んでます。

議長

そっちからの資料がこっちに来るのかな。その申請書は誰が書きよるかということ。

事務局

5号は事務局がつくって、6号は機構がつくっております。

議長

そうやろう。ほなけん、そこらがあるから100%のものは、わし今の質問では答えが出たらんと見るから、来月に発表するようにしてほしい。ただ、臆測で吉田君が言うだけでは。はっきりこれやというのを来月にしてください。塩入さんそれでいいかな。

6番委員

ええですよ。

議長

そうせな勉強にならへんもん。こんないいかげんなことでは。

10番委員

農地でないところを中間管理機構が借りるということ自身もおかしい。

議長

そうや。わしが言うように、この5号が182平米やったら理解できるんよ。

10番委員

それは全体はわかるけども、その中で使えるところが半分しかないか

ら半分だけを借りると。

議長 そうそう。大体の分で村井さんや吉田君言うてくれるんで、わからんこともないけど、機構とお話しして申請上はこうなっているというのを、これでええんならこれでええというのを、それだけの内容がある分を来月に発表してほしい。

6 番委員 根本的な話は、これは多分2筆になってないというのが問題やと思う。ほなけん、農地機構のほうで納屋か何か建つとる分まで貸したような格好になつとるでしょう、今の分は。

10 番委員 それがおかしいわの。

6 番委員 それを農業委員会としては、ちょっとたださないかんというのか、指導をせないかん気がするけどな。2筆になつたらんのやろう。

議長 これで申請できるとみているかもわからんから、そこのはっきりしたものを作ってください。

6 番委員 その辺はっきり、今後こんなまたあつたらどうするんなどいうんを。

議長 そうそうそう、そういう意味で今後のこともあるから、勉強してもらおう。どうでしょうかね、皆さん。はっきりしたものがなけりゃ。

推 7 番委員 さっきの議案で、自分の小さい農機具置き場を申請してきとるやないですか。そういう意味では、ここの323平米から非農地申請が出てきてないということになるんですね。

議長 そうやな、村井さんええこと言う。そうや。

職務代理者(2 番) 違う違う。農機具置き場やけに、農地のままでええんや。

推 7 番委員 そういう申請をしておれば、323平米が182平米になるんではないん。

議長 納舎やけん、後からの申請で構んのは構んのやけど。

職務代理者(2 番) 農地機構へ出す面積が違うんや。農地機構が受け取る面積が違う。耕作面積のとこだけしか受け取らん、受けてなかったらええんや。

議長 いや、6号はええんや。6号は、そういう書類になつとるからええん。だけど、5号が、こういう書類でええんかという。

4 番委員 それを来月聞きたいだけで。

議長 そういうこと。それでどうでしょうかね。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ということで、議案第5号あわせて議案第6号を一括して承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第5号、議案第6号を承認いたします。続きまして、議案第7号、追加議案といたしまして、農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第7号 農業経営改善計画認定申請書について。
農事組合法人●●●●●●より、8月31日で5年間の有効期限が切れるので、更新のため、農業経営改善計画が町へ提出されました。農業委員会に意見を求められていますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

主な変更点といたしまして、5年に1回の更新で作付や機械などの現状を踏まえた上での35年の目標値になっております。

以上です。

議長 皆さんいかがでしょうか。

推2番委員 済いません、このスーダンちゅうんは何ですか。

職務代理者(2番) 牧草です。

推2番委員 牧草のことですか。

議長 どれ、ああスーダン。これ牧草。

推2番委員 牧草ですか。牧草も作付面積になるん。稲とった後の分をとるということ。

職務代理者(2番) いえいえいえ、稲と一緒にできよります。

推2番委員 稲と一緒にできる。

職務代理者(2番) 一緒に。

議長 一緒にはつくれんのやろう。

職務代理者(2番) 同じ田んぼではできん。

4番委員 時期が一緒や。

議長 ほんで、水耕栽培。

職務代理者(2番) いやいや違う。麦と同じ。

議長 麦みたいな感じか。ほんで、草ってどういような草なん。それとどこへ行くん。

職務代理者(2番) 畜産業者へ。

議長 畜産業者へ、ああ本当。

4番委員 ほんで、あれ乾燥して堆肥がわりに畑へ入れたらええ。

議長 それええな。

4番委員 ハウスの中に入れたら使う。農協へ注文しての。束にして乾燥したやつを。粗いけどの、やわらかくないけど。ちょっとかたい。わらに比べたらの。カヤみたいな感じや。

議長 価格はどんなんな、わらとスーダン。

4番委員 いや、わらはそんなに束にして売ったりせんけんな。

職務代理者(2番) せんことないで。

4番委員 いや、あるけど、それは束するだけや。大西君知らんか。農協で扱ひよん。

推3番委員 知っとるで、高瀬までいつもとりに行きよったが。

職務代理人(2番) スーダンが高いで、わらよりは。

推3番委員 昔は、今もそうなんかな。トマトしよる人が下に敷いたりな。

職務代理人(2番) スーダンやったら今の時期やけに、一遍雨に遭わせて3日晴れとったら何とかしまいがつくんやけど。

議長 今刈り取るん。

職務代理人(2番) もう1回目済んだで。

推2番委員 また出てくるんですか。

職務代理人(2番) うまいこといったら2回どりできる。

議長 皆さんのほうから。

推2番委員 倉庫に積んでるん、そうなん。

職務代理人(2番) 農協倉庫、南のほう置いてあるやろう。

議長 経営改善のほう、各法人の世話人、特に担い手、勉強になると思うんで、参考にしてもらって、質問するようなことはございませんか。

(なし の声あり)

議長 なしということで、議案第7号については、異議の無い旨回答することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 ご異議が無いようでありますので、議案第7号は異議の無い旨回答することを決定いたしました。

そういうことで、議案のほうは予定は終了したということで、その他のほうに移りたいと思います。

事務局長 事務局お願いいたします。

それでは、事務局より5点ほどご報告させていただきます。

1点目は相続届について、2点目は8月提出分農振除外申し出について、3点目は公務災害補償制度について、4点目は多度津町農業委員会運営覚書に伴う担当地区割りについて、5点目は農業委員会組織による平成30年7月豪雨災害義援金の募集についてでございます。

事務局長 それでは、相続届についてご報告いたします。

事務局 今月は相続届が1件提出されております。関係書類については個人情報の絡みもありますので、小委員会に出席された委員さんと担当地区の委員さんにお配りしております。配付資料をお持ちの委員さんは、お取り扱いに十分ご注意ください。もし不要であれば、事務局にお返しく下さい。

●● ●●さんより、子の●● ●●さんへ相続したという届け出です。

事務局 以上です。

事務局長 続きまして、8月提出分農振除外申し出についてをご報告いたします。

事務局 お手元にホッチキスどめのA4横資料をお配りしております。

今月は、農用地からの除外の申し出が2件提出されています。関係者の名称を欄外に記載しています。今後、農地転用等の相談に来られた際は、お手数ですが対応のほうをよろしくお願いします。

以上です。

事務局長
事務局

次に、公務災害補償制度についてをご報告いたします。

農業委員農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度についてというものをごらんください。

委員の皆様方には、例年公務災害保険に加入していただいております。保険期間満了が近づいてきましたので、改めて保険に加入してもらうご案内をさせていただきます。

これまで加入していただいたものが、蛍光ペンで印をしているA型になります。保険料が年間1,000円、保険期間は10月1日から1年間となっています。今回も全員こちらのA型の保険加入の手続きをさせていただきます。保険料1,000円については、8月支給の費用弁償から既に引かせていただいております。もし、農業委員として活動中にけがなどをされましたら至急ご連絡ください。

以上です。

事務局長

続きまして、多度津町農業委員会運営覚書に伴う担当地区割りについてご説明をいたします。

先月の農業委員会で担当地区割り及び申請書類の確認印についてご指摘等ございましたのでご説明とご確認をしていきたいと思います。

ご持参いただきました緑色のファイルをお持ちの方は、緑色のファイルもあわせてごらんいただければと思います。

まず、ファイルの2ページをごらんください。

お持ちの方は、多度津町農業委員会の運営覚書第6条あたりを見ていただけたらと思いますが、農業委員及び推進委員は農地等に立入調査を行いまして確認を行うというようなことになっています。

また、第2項のほうでは、確認を行うための確認印を押すことになっておりまして、申請書等については別紙に定めております。

その確認の別紙というのが、5ページに一覧として記載をされております。

また、第8条で農業委員さんの担当地区のほうが定められておりまして、第9条で推進委員さんの担当地区が定められております。

また、さらに3ページになりますけど、第10条のほうでさらに詳しく担当地区の地区割りということで、地図のほうに区域線を描きまして、多度津町内を22地区に分割しております。そこで、農業委員さんと推進委員さんが、それぞれ1人1地区を担当するということが定められてございます。

ファイルのほうは、34ページのほうに担当地区の地域図のほうをつけておりますので、再度担当地区のほうをご確認いただけたらと思います。

議長

きのう吉田君に確認、あわせてお願い言わせてもろうたんやけど、もうできるだけ属地、属人、結局は塩入さんが言うんは、土地は塩入さんのほう、人間は篠原さんのほうかな。

推6番委員

そうです。

議長

先月の案件。

推6番委員

地区名と、住んでいるのは●●。

議長

ということで、もう両方の確認印をもらうようにしたほうがええんでないかというてお願いしたんや。従来、昔からそういうので行きよる。行きよるといふか、できるだけ問題のないように、土地と人間とが違う場合が。そういうような場合には両方にもらうと。土地ももらう、人のほうの申請者のほうももらうように吉田君にお願いして、要は業者がうるさがるだけや。業者に厳しく指導してくれたら、委員会は一番責任上問題は少ないんじゃないかなあと。

6番委員

だから、ここ線引きができとる。この範囲が自分の担当という意味でええわけやな。それで、もうそれによって、例えば農業委員さんでもええし、推進委員さんしかおらんとも推進委員さんの判でええという意味でしょう。

4番委員

いやいや、会長が言うんは2人が押してくれと言うとる。

議長

違う違う、わしが言いよるんは、そういう意味と違う。塩入が言いよるん、山崎が言いよるんと違う。

4番委員

名前と土地とが違う人。

議長

名前と土地が違う。これは、両方にもらうてもらうように指導する。要は、村井さんが先月言われとった推進委員は補助やと、農業委員の補助やというんは、これは全く違う。本業は、いろいろそら違うところあるけど、うちのとことしてはこういうふうに定めとるよ、お願いしとるよということで理解してほしい。そら初めての人は、ちょっとわからんところもある。中村さんと村井さんぐらいかの、初めては。ほか、皆もう役は一回はしとる。だけん村井さん、農業委員の仕事も手伝いよる。本当は、確認印は農業委員の仕事ではないんやけども、うちと三木町だけ。このほうが委員会も各担当の人も、小委員会も定例会もわかりやすくスムーズに行くという。他の地域は、もう大きいところは分けて事前に行くんやがな。担当地区を呼んで、担当地区担当の人と本部、事務局、会長、副会長とか、グループで。うち全体、それが小委員会やろうな。小委員会でやりよるけど、要するは小委員会的な、それぞれ案件ごとにやりよるらしい。そういうことで、本業は推進委員やけど、村井さんの場合

推進委員やけど。農業委員の手伝いというんは、もう頭からちよつと離して、一緒ということ。ということをお願いしたいと思います。もうこれで一番は吉田君や。吉田君の指導がどうかや、業者に対して。先月、塩入さんからあったんは、もう業者に対する指導や。そういうことでよろしくをお願いします。

事務局長 それでは続きまして、農業委員会組織による平成30年7月豪雨災害義援金の募集についてご報告いたします。

事務局 農業委員会組織による平成30年7月豪雨災害義援金の募集についてというものをごらんください。

今回、全国農業会議所より義援金の募集依頼がありました。農業委員会組織として、被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、義援金の募集活動を実施することとした趣旨であります。多度津町農業委員会としては、1人1口である1,000円を集めることとしました。なお、こちらにつきましては、8月支給の費用弁償から既に引かせていただいております。ご不明なことがございましたら、2ページに担当している事務局の連絡先が記載されておりますので、そちらまでお問い合わせください。また、個別にもっと寄附をされたいという方がいらっしゃいましたら、今月中であれば取りまとめをしておりますので、事務局のほうまで来ていただければと思います。

以上です。

事務局長 それでは引き続き、来月の予定につきましてご報告いたします。

9月の小委員会は、19日水曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は、6番塩入委員、推進委員6番の篠原委員をお願いいたします。

定例会は、翌20日木曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。署名委員さんは、11番の横關委員、12番の矢野委員、13番の松浦委員のうち2名の方をお願いしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

事務局からは以上です。

議長 以上で予定しておったのは終わったということですが、全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたら。

(なし の声あり)

議長 特段ないようでしたら、またあと事務局と閉会后というのがあろうようで、一応ここで閉めたいと思います。どうも長時間ありがとうございました。